



メキシコ会社法改正に伴う株式譲渡手続への影響

執筆者: 梅田 賢

1. はじめに

メキシコには、2011年頃から自動車産業を中心として多くの日本企業が投資を行い、現在は1,100社を超える日系企業が進出をしています。2017年の米国におけるトランプ大統領の就任後は、NAFTAの再交渉を初めとして、メキシコ経済は日本においても多くの耳目を集めてきたところであり、さらに、本年7月に開催されたメキシコ大統領選挙において、ロベス・オブラドール氏が世論の圧倒的な指示を受けて次期大統領候補に候補に選任されたことから、同氏の今後の政策が日本企業に及ぼす影響も注視が必要です。さらに、2018年10月1日には、NAFTAに代わる新しい協定として、米国・メキシコ・カナダ協定(United States-Mexico-Canada Agreement)が合意され、その内容が日本企業に及ぼす影響についても留意が必要です¹。

かかる中、メキシコの会社法(*Ley General de Sociedades Mercantile*)について、日系企業にも一定の影響を及ぼし得る改正が本年12月15日に施行される予定です。そこで、本稿においては、当該改正の概要を紹介します。

2. 日系企業において主に採用されている組織形態(S.A.)

メキシコに進出している日系企業の多くは、Sociedad Anónima(S.A.)という、株式会社類似の組織形態を採っており、そのうち、資本金の増減について定款の変更を要しない可変資本金会社(S.A. de C.V.)という形態を採用しています。

かかるS.A.においては、1人株主が認められておらず、2人以上の株主が必要となることから、メキシコに進出している日系企業の多くは、日本又は米国の子会社2社を通じてメキシコ子会社の株式を保有しています。

本改正は、合同会社類似の有限責任形態である、Sociedad de Responsabilidad Limitada(S.de.R.L.)にも適用がありますが、日系企業の進出形態が主にS.A.であることから、本稿ではS.A.を前提として改正法について紹介します。

3. メキシコ会社法改正の概要

現行法上、S.A.においては、株式登録簿(*Libro de registro de acciones*)の記録を保持し、当該株式登録簿においては、株主の氏

¹ なお、NAFTAに代わる新協定(United States-Mexico-Canada Agreement)については、梅田賢・田中伸祐「USMCA(新 NAFTA)合意に伴う日本企業への影響について」[北米ニューズレター2018年11月号](#)も併せてご参照ください。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

名・名称、住所、国籍、(保持している場合には)連邦納税者番号(RFC)、出資額等について記録することが求められますが、これらは通常、開示が義務付けられているものではありません。

しかし、2018年12月15日を施行日として、会社法第73条及び第129条が改正され²、かかる改正により、今後、メキシコにおいてその株式を譲渡する場合、以下の対応が必要となります。

(1) 株式登録簿への記載の電子通知義務

上記のとおり、メキシコ会社法上、S.A.は、株式登録簿の作成が必要とされ、当該株式登録簿は、常に最新の株式の状況を記録し、増資や株式譲渡等に際して、そのアップデートが必要とされています。

今回の改正においては、今後、株式の譲渡に際しては、上記の株式の状況の変更について、経済省(*Secretaría de Economía*)所管の電子システムを通じて通知をすることが義務付けられることとなります。

(2) 通知先及びその方法

具体的には、経済省のポータルサイトにおいて(*Portal de Sociedades Mercantiles*)、株主の氏名・名称、住所、国籍、(保持している場合には)連邦納税者番号(RFC)等を登録することが必要となります。

従って、現在、当該ポータルサイトに登録をしていない会社は、株式譲渡に係る情報を通知するため、その登録も必要となります。

(3) 機密性について

また、今回の改正において、経済省は、S.A.について通知されることとなる氏名・名称、国籍、住所等について、司法又は行政当局から、その権限に基づく要請がない限りは機密性を確保する旨が規定されています。他方で、S.de.R.L.についてはかかる機密性に関する規定がされていない点も留意が必要です。

(4) 今後の留意点

今回の改正に際して、株式譲渡について具体的にいつまでに通知を行うことが必要となるのかについて、期限が明らかとなっておらず、また、通知義務の懈怠に関する罰則等も定められていません。さらに、株式譲渡と同様に株主の変動が起こる増資の場合についても適用がされるのかは明らかとなっていない点も留意が必要です。

4. おわりに

上記の改正により、今後、組織内再編の都合上、メキシコの現地法人の株主を変更する場合はもちろんのこと、メキシコにおいて合弁形態により進出し、株式を譲渡することが必要となった場合や、メキシコの他社株式を取得する場合など、様々な場面において、上記の通知が求められることが想定されます。

従って、今後、株式の譲渡を伴う取引を行う際は、改正内容も踏まえた対応を求められることに留意が必要です。もっとも、上記のとおり、当該改正についてまだ明らかになっていない点も多いことから、実際に株式譲渡を実行する際には、現地法律事務所の意見も求め、他に必要となる手続の有無と併せ、慎重に確認の上、対応することが必要となります。



うめだ まさる
梅田 賢

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_umeda@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2016年ニューヨーク州弁護士登録。2015-2016年 Debevoise & Plimpton LLP(ニューヨーク)、2016-2018年 メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.(メキシコシティ・ケレタロ)に出向。国内外の M&A、一般企業法務、株主総会対応、商事紛争等の業務に従事すると共に、メキシコを中心とした中南米各国における日本企業の法務案件を担当。2019年2月より西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所に所属予定。

² 当該改正内容については、2018年6月14日付の連邦官報(*Diario Oficial de la Federación*)において公表されています。https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5526409&fecha=14/06/2018

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。